

令和 6 年 度 第 1 回  
福岡市市民公益活動推進審議会  
会議次第

日時：令和 6 年 11 月 14 日（木） 14 時 00 分～15 時 30 分

場所：福岡市役所 9 階 特別第 2 会議室

- 1 開 会
- 2 会長・副会長の選出
- 3 審議等
  - ・ 第 3 次基本方針の見直し策定について
- 4 閉 会

配付資料

【審議資料】	頁数
第 3 次基本方針の見直し策定	… 1
「市民公益活動の推進に係る施策 基本方針」の概要	… 2
第 3 次市民公益活動の推進に係る施策基本方針の見直し(資料 1)	… 3
第 3 次市民公益活動の推進に係る施策基本方針の見直しについて(案)(資料 2)	… 4
第 3 次市民公益活動の推進に係る施策基本方針の見直し 指標について(資料 3)	… 5
【要綱等】	
・ 福岡市市民公益活動推進審議会委員名簿	… 6
・ 福岡市市民公益活動推進条例	… 7
・ 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱	… 12
・ 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱	… 14
【参考資料】	
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針(現行 R3. 4 月策定)第 2 次見直し	… 16
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針(H28. 2 月策定)第 1 次見直し	… 17
・ 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針(H24. 3 月策定)	… 18



## 第3次基本方針の見直し策定

**基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち**

**(1) NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備**

- ① 公益活動へのきっかけづくり【重点】
- ② 新たな担い手の発掘・活動への呼び込み【重点】
- ③ テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

**(2) 寄付による社会貢献の促進**

- ① 寄付金増に向けた取り組み【重点】
- ② 寄付文化の醸成

**(3) 公益活動の「見える化」**

- ① 団体活動及び事例等の見える化(ホームページ・SNS等の活用)  
【重点】

**基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち**

**(1) 団体基盤強化・運営支援**

- ① 持続可能な団体づくりの支援【重点】
- ② 円滑な法人運営の支援

**基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち**

**(1) 多様な主体の連携・共働の推進**

- ① 共働事業の創出支援【新規】【重点】

**(2) NPO・ボランティア交流センター あすみんの活用による  
交流人口の増加**

- ① あすみん活用による居場所づくり
- ② あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】

1 基本方針とは

- 市民公益活動の推進に係る施策については、平成23年に発生した東日本大震災を契機として社会貢献意識が高まる一方で、NPOの認知度の低さ、運営基盤の強化に対する課題や指定都市への「NPO法人認証・認定業務」の移管等の状況もあり、今後の市民公益活動の方向性を明らかにする必要があったことから、市民公益活動推進審議会へ諮問し答申を踏まえて、平成24年3月に「市民公益活動の推進に係る施策基本方針（以下「基本方針」）」を策定した。
- 以降はNPOを取り巻く現状と課題、社会情勢の変化等を踏まえ、概ね4年毎に見直しを行っており、今回の第3次基本方針では、「オンライン化」「担い手の育成」「NPOと地域との連携促進」にポイントを置いて見直しを行う。
- なお、「基本方針」は、上位計画である「福岡市総合計画」に即し、市民公益活動の基本的な計画として施策の総合的な推進を図っている。

策定年月		策定内容	主な改定のポイント
平成24年	3月	市民公益活動の推進に係る施策基本方針を策定	
平成28年	4月	第1次 基本方針の見直し策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に取り組む対象世代の明確化</li> <li>・活動や成果の見える化</li> <li>・交流・共働の活発化</li> </ul>
令和3年	4月	第2次 基本方針の見直し策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ支援</li> <li>・公益活動の見える化</li> <li>・共働事業の創出支援</li> </ul>
令和7年	4月(今回)	第3次 基本方針の見直し策定(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン化</li> <li>・担い手の育成</li> <li>・地域との連携促進</li> </ul> 詳細は4のとおり

2 スケジュール(予定)

令和6年	6月	市民公益活動の推進について市政アンケート調査を実施
	11月14日	市民公益活動推進審議会(見直しの素案についてご意見聴取)
令和7年	2月3日	市民公益活動推進審議会(ご意見を反映した素案の確認等)
	4月	第3次市民公益活動の推進に係る施策基本方針の見直し策定

(参考)

令和7年	12月	NPO・ボランティア交流センター指定管理者の指定議案上程
令和8年	4月～	NPO・ボランティア交流センターの次期指定管理スタート

3 計画期間

令和7年度から令和10年度までの4年間

4 第2次基本方針の振り返りと第3次基本方針の改定ポイント

- 令和3～6年度においては、あすみを拠点として情報及び交流の場の提供、相談事業、組織基盤強化の講座を実施するとともに、NPO活動支援基金を活用してNPO活動へ助成等を行ったことにより、あすみの利用者数(R3:21,770人→R5:40,896人)及び登録団体数(R3:448団体→R5:492団体)、ボランティア体験プログラムの参加者数(R3:96人→R5:186人)、補助金交付件数(R3:5件→R5:10件)が増加し、NPO・ボランティア活動の活性化に向けて一定の成果が得られた。
- 一方で、コロナ下における行動制限により、オンライン対応できず、メンバー減少や活動休止、解散せざるを得ないNPO法人が生じ、オンラインの活用が課題となった。
- また、少子高齢化の進展による労働人口の減少や単身世帯の増加、働き方の多様化による人とのつながりの希薄化等の課題は、年々深刻化している。
- さらに、近年実施したアンケート調査からは、次のような課題が明らかになっており、「活動に参加しやすい環境づくり」や「人材確保」、「NPOや企業、大学等多様な主体が地域全体で支え合う関係づくり」が求められていると考えられる。

- ・令和6年度市政アンケート調査：公益活動に参加しない理由として、「きっかけや機会がないから」、公益活動の参加者を増やすためには「気軽に活動を体験できる仕組み」が必要との意見が最も多かった。
- ・令和4・6年度市NPO法人アンケート調査：団体運営の困り事として最も多かった回答は「メンバーの減少と高齢化」であり、地域と共働したい法人が一定数ある。
- ・令和4年度自治協議会・自治会等アンケート調査：地域活動の担い手不足等が課題となっている。

- このような状況を踏まえ、第3次基本方針では、「オンライン化」、「担い手の育成」、「NPOと地域との連携促進」にポイントを置いて見直しを行う。

<参考>

国の方針・計画における市民公益活動の位置づけ

- 経済財政運営と改革の基本方針2023(共生・共助社会づくり)
- NPO法に基づく各種事務のオンライン化の促進を含め、NPO法人の活動促進に向けた環境整備を進めるとともに、地方創生SDGs官民連携プラットフォームの活用など官民による協働の促進を図る。(令和5年6月16日閣議決定)

福岡市総合計画における市民公益活動の位置づけ

- 第10次福岡市基本計画素案(10年間の長期計画)※令和6年9月パブリックコメント時点(施策3-1つながり支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化)
- 持続可能な地域コミュニティの実現に向けて、自治協議会や自治会・町内会の基盤強化、住民の自治意識の醸成などを図るとともに、地域活動を担う新たな人材の発掘や、市民、NPO、企業、大学など多様な主体が地域全体で支え合う関係を築くための支援を行います。

	現行の基本方針	現状と課題	基本方針の見直しの方向性（案）
<p>基本目標1</p> <p>誰もが居場所と出番のある福岡のまち</p>	<p><b>（1）NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備</b></p> <p>①公益活動へのきっかけづくり ②新たな担い手の発掘・活動への呼び込み ③テーマ性を持った公益活動の支援</p> <p><b>（2）寄付による社会貢献の促進</b></p> <p>①寄付金増に向けた取り組み ②寄付文化の醸成</p> <p><b>（3）公益活動の「見える化」</b></p> <p>①団体活動及び事例等の見える化</p>	<p>○ボランティアなどの公益活動が必要 だと思ふ市民の割合は約9割だが、活動に参加した市民の割合は約2割。</p> <p>○公益活動に参加しない理由は「きっかけや機会がないから」や「活動に参加する時間がないから」が多い。</p> <p>○公益活動の参加者を増やすために「気軽に活動を体験できる仕組み」や「ボランティアやNPOに関する情報の充実」が必要。</p> <p>（出典：令和6年度市政アンケート調査）</p>	<p><b>施策1 NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境づくり</b></p> <p>①公益活動の「見える化」と<b>利便性向上のための「オンライン化」</b>【1(3)①・新】 ②市民を対象としたボランティア講座への参加促進【1(1)①②】 ③市民を対象としたきめ細かなボランティア相談支援【1(1)①②】</p> <p><b>施策2 公益活動の担い手の育成</b></p> <p>①<b>ボランティア体験プログラムの拡充</b>【新】 ②<b>子どもや若者を対象としたボランティアの育成</b>【新】</p>
<p>基本目標2</p> <p>共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち</p>	<p><b>（1）団体基盤強化・運営支援</b></p> <p>①持続可能な団体づくりの支援 ②円滑な法人運営の支援</p>	<p>○NPOの困り事は「事業が思い通りに実施できなかった」「事業収入が見込みより少なかった」「メンバーの減少と高齢化」が多い。</p> <p>○NPOが関心のあるテーマは「助成金申請」と「効果的な広報」が多い。</p> <p>（出典：令和4年度市NPO法人アンケート調査）</p>	<p><b>施策3 NPOの運営基盤強化への支援</b></p> <p>①NPOを対象としたきめ細かな相談支援【2(1)①②】 ②NPOを対象とした講座・セミナー等の参加促進【2(1)①②】</p> <p><b>施策4 NPOへの理解と共感を高める取組み</b></p> <p>①<b>NPOの広報力強化</b>【新】 ②寄付増に向けた取組み【1(2)①】</p>
<p>基本目標3</p> <p>市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち</p>	<p><b>（1）多様な主体の連携・共働の推進</b></p> <p>①共働事業の創出支援</p> <p><b>（2）NPO・ボランティア交流センター</b></p> <p><b>あすみの活用による交流人口の増加</b></p> <p>①あすみん活用による居場所づくり ②あすみんで繋がる仕組みづくり</p>	<p>○地域での活動の担い手の不足などが課題となっており、地域コミュニティ活動の支援が求められている。</p> <p>○地域課題に対応するためNPO、企業、学校、行政など多様な主体による共働の相乗効果が期待されている。</p> <p>（出典：令和4年度自治協議会・自治会等アンケート）</p>	<p><b>施策5 NPOと多様な主体による共創・共働の推進</b></p> <p>①<b>NPOと地域との連携促進</b>【新】 ②<b>NPOと学校・企業・行政との共働の推進</b>【新】</p> <p><b>施策6 あすみんにおける多様な主体の交流</b></p> <p>①あすみんにおける交流や情報の場づくり【3(2)①】 ②あすみんで繋がり相乗効果を生み出す仕組みづくり【3(2)②】</p>

## 第3次市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直し 指標について

## ■基本目標1 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

## 施策1 ボランティア活動に参加しやすい環境づくり

## ①公益活動の「見える化」と利便性向上のための「オンライン化」

- └ ボランティア体験プログラムのプログラム数・参加者数
- └ ホームページ閲覧数、SNS閲覧数・フォロワー数、メールマガジン配信件数

## ②ボランティアを対象とした講座への参加促進

- └ 「ボランティア講座」受講者数

## ③ボランティアを対象としたきめ細かな相談支援

- └ 一般相談の件数

## 施策2 公益活動の担い手の育成

## ①ボランティア体験プログラムの拡充

- └ ボランティア体験プログラムのプログラム数【再掲】

## ②子どもや若者を対象としたボランティアの育成

- └ ボランティア体験プログラムの参加者数（学校）【再掲】
- └ 「学生ボランティアミーティング」「あすみん職場体験」受入数

## ■基本目標2 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

## 施策3 NPOの運営基盤強化への支援

## ①NPOを対象としたきめ細かな相談支援

- └ 一般相談の件数・専門相談の件数
- └ 税理士の「会計・税務個別相談」、社会保険労務士の「労務管理個別相談」の件数

## ②NPOを対象とした講座・セミナー等の参加促進

- └ 「NPO入門講座」・「NPO広報講座」・「NPO基盤強化講座」の参加者数
- └ 「NPO法人設立説明会」の参加者数

## 施策4 NPOへの理解と共感を高める取組み

## ①NPOの広報力強化

- └ 「NPO広報講座」の参加者数

## ②寄付増に向けた取組み

- └ 寄付増に向けた広報の件数
- └ NPO活動支援基金への寄付額

## ■基本目標3 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

## 施策5 NPOと多様な主体による共創・共働の推進

## ①NPOと地域との連携促進

- └ NPOと地域との共働のコーディネート数
- └ NPO出前講座の実施数

## ②NPOと学校・企業・行政との共働の推進

- └ ボランティア体験プログラムの参加者数(学校・企業)【再掲】
- └ NPOと行政との共働実績(委託、指定管理、実行委員会、共催・後援等)

## 施策6 あすみんにおける多様な主体との交流

## ①あすみんにおける交流や情報の場づくり

- └ 利用者数
- └ 登録団体数

## ②あすみんで繋がり相乗効果を生む仕組みづくり

- └ 「市民活動・ボランティアフォーラム」の参加者数
- └ NPOと企業等との懇談会「あすみん交流会」の参加者数

## 「福岡市市民公益活動推進審議会」委員名簿

(任期：令和6年8月1日～令和8年7月31日)

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	分 野
今 井 是 生	福岡市自治協議会等7区会長会 代表 (南区会長)	地域関係者
曾 我 部 春 香	九州大学大学院 芸術工学研究院 准教授	学識経験者
辻 桂 子	R e e d L a b o 代表	NPO・ボランティア関係者
寺 島 み ち こ	株式会社 オフィスat 代表取締役	企業関係者
萩 沢 友 一	西南学院大学 人間科学部 准教授	学識経験者
藤 本 正 明	特定非営利活動法人 SOS子どもの村JAPAN 事務局次長	NPO・ボランティア関係者
吉 村 拓 二	株式会社 ふくや 支援部 執行役員部長	企業関係者

○福岡市市民公益活動推進条例

平成17年 3月31日

条例第62号

(目的)

第1条 この条例は、市民公益活動の推進に関し、基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の役割並びに市の責務を明らかにすることにより、市民一人ひとりの自治に係る意識及び意欲を高めるとともに、より多くの市民の参加又は参画を得て、市民公益活動の活性化を図り、もって共働によるまちづくりを推進し、自治都市・福岡を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民公益活動 市民が自らの責任に基づき、自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動（次に掲げるものを除く。）であって、公益の増進に寄与するものをいう。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するもの

イ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対するもの

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）

若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対するもの

(2) 市民公益活動団体 自治組織、NPO、ボランティア団体その他の団体であって、主として市民公益活動を継続的に行うものをいう。

(3) 自治組織 町内会、自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。

(4) 事業者 営利を目的とする事業を行う法人その他の団体及び当該事業を行う個人をいう。

- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校，専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 共働 相互の役割と責任を認め合いながら，対等の立場で知恵と力をあわせて共に行動することをいう。
- (7) 自治都市・福岡 すべての市民が，自らが暮らす地域の身近な問題について，自らができることを考え，主体的に取り組むことによって目指す豊かで住みよい福岡市の姿をいう。

（基本理念）

第3条 市民公益活動の活性化は，市民，市民公益活動団体，事業者，学校及び市が，次に掲げる事項を旨として行うものでなければならない。

- (1) 必要な情報を相互に提供し，共有すること。
- (2) それぞれの立場や役割を相互に理解すること。
- (3) 市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を相互に尊重すること。
- (4) それぞれの活動に相互に参加し，若しくは参画し，又は多様な連携を図ることにより，それぞれが有する目的及び課題を共有し，その達成及び解決を目指すこと。

（市民の役割）

第4条 市民は，自らが暮らす地域社会に関心を持ち，当該地域社会に対して自らができることを考え，行動するとともに，市民公益活動に関する理解を深め，これに主体的に参加し，又は協力するよう努めるものとする。

（市民公益活動団体の役割）

第5条 市民公益活動団体は，社会的な責任を自覚し，主体的にその活動を行うよう努めるものとする。

- 2 市民公益活動団体は，自らが行う活動について，市民の理解と協力が広く得られるようにするとともに，その公正性及び透明性の確保に努めるものとする。
- 3 市民公益活動団体は，団体相互の多様な連携を図ることなどにより，共働

を積極的に図るよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる団体である市民公益活動団体は、その特性に応じそれぞれ当該各号に定める役割を果たすよう努めるものとする。

(1) 自治組織 住民自らの発意による多様な活動及びより多くの住民の参加による活動を継続的に促進し、自律的経営を目指すこと。

(2) NPO及びボランティア団体 社会的な課題の解決を目的とする活動において、それぞれが有する専門性、迅速性及び柔軟性を活かすこと。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員としての認識を持ち、市民公益活動に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携又は協力をして、主体的にその推進を図るよう努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、その本来の活動に支障のない範囲内において、専門的な知識若しくは技術、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設の地域開放を進めることなどにより、市民公益活動の活性化に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第8条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、市民公益活動の活性化のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、市民公益活動を行う者の自主性及び主体性を尊重するとともに、前項に規定する施策の実施に当たっては、その内容及び手続における公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策が実効性のあるものとなるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的にこれを推進するものとする。

(情報の提供等)

第9条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市相互の交流及び

連携を推進するため、市民公益活動に関する情報の積極的な収集及び提供、  
情報交換の機会の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

(学習機会の提供等)

第10条 市は、市民が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、  
学習機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

(人材の育成及び拠点施設の機能の充実)

第11条 市は、市民公益活動の活性化のため、地域において、専門的知識を有  
する人材の育成を図るとともに、活動の拠点となる施設の機能の充実を図る  
ものとする。

(市民公益活動に対する助成)

第12条 市は、市民公益活動の活性化のため、市民公益活動団体に対し、予算  
の範囲内で助成することができる。

(市民公益活動団体の特性の活用)

第13条 市は、市民公益活動団体が有する専門性、地域性等の特性を活かすこ  
とにより市民公益活動の活性化を図ることができると認められる事業につい  
ては、法令の範囲内において、当該市民公益活動団体に対して参入の機会を  
提供し、当該事業に係る業務の委託等を行うよう努めるものとする。

(市民公益活動推進審議会)

第14条 市長の附属機関として、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議  
会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、市民公益活動の活性化に関し必要な事項について調  
査審議し、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号に規定する事項について、調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織及び委員)

第16条 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(会長)

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 福岡市市民公益活動推進審議会運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、福岡市市民公益活動推進条例第19条の規定に基づき、福岡市市民公益活動推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に必要な事項を定めるものとする。

### (組 織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者
- (3) NPO・ボランティア関係者
- (4) 企業関係者

### (会 長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置くものとし、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (部 会)

第4条 審議会は、特定の事項を調査審議する必要があると認められるときは、審議会の委員の一部をもって、部会を置くことができる。

- 2 特に必要があると認めるときは、部会に審議会委員以外の委員を置くことができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、審議結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (会議の公開)

第5条 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

## 福岡市市民公益活動推進審議会傍聴要綱

(傍聴の手続)

第1条 福岡市市民公益活動推進審議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、開催の10分前までに、整理番号票（別記様式）の交付を受けなければならない。

(入場の制限)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるもの
- (2) ポスター、ビラ、拡声器等会議の妨害となると認められる物品を携帯しているもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) たすき等を着用し、又はプラカードを掲げる等示威的行為を行うこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器を使用すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(撮影等の禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退 場)

第5条 傍聴人は、会長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

(その他の指示)

第6条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は会長の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

この要綱は、平成22年8月10日から施行する。

年 月 日  
福岡市市民公益活動推進審議会

整 理 番 号 票

No. \_\_\_\_\_

傍聴者は、会議の開催中この整理票を携行し、  
係員の求めに応じて提示してください。

## 第2次 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直しについて（令和3年4月）

### 今後取り組む主要施策

#### 【基本目標1】誰もが居場所と出番のある福岡のまち

- 市民が、公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であるとの認識の下に自主的・自発的に公益活動に参加

拡がる ～市民参加・社会貢献の促進～

#### 1 NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備

若年層、就労世代を中心に幅広い年齢層の自主的・自発的な市民公益活動や企業のCSR活動等を支援し、社会貢献活動への参加促進に向け取り組んでいく。

##### ①公益活動へのきっかけづくり【重点】

- ・入門講座や出前講座、ボランティア体験プログラム等による活動機会の創出

##### ②新たな担い手の発掘・活動への呼び込み

- ・育成プログラムの実施やインターン受入れ、若年層をはじめとした様々な世代の得意なものを活かした参画支援等による新たな担い手の発掘【重点】
- ・働き方改革による余暇を活用し、社会貢献活動を行う等個々のライフスタイルに応じた支援の実施

##### ③テーマ性を持った公益活動の支援【新規】【重点】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による社会の変動の中、新しい生活様式への対応やSDGs等社会全体で理解・共感されるテーマ性を持った公益活動の推進
- ・発災時に災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から福岡市社会福祉協議会や災害ボランティア団体等との顔の見える関係づくりや、災害ボランティアのすそ野を広げるための啓発の実施

#### 2 寄付による社会貢献の促進

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高めるため、ホームページやSNS等を活用し、NPO活動支援基金の使途や効果について広報するとともに、新しい寄付のしくみを検討する。

##### ①寄付金増に向けた取り組み【重点】

- ・新しい寄付のしくみの検討（テーマ型寄付の検討）
- ・SDGsや社会的インパクト等社会貢献に関心が高い企業等へのアプローチの強化によるCSR・CSVの促進
- ・NPO法人の活動や事業成果等についての広報強化

##### ②寄付文化の醸成

- ・寄付付き商品・サービスなど個人が気軽に参加できる社会貢献についての情報発信の強化
- ・寄付の使途先のホームページやSNS等による見える化

#### 3 公益活動の「見える化」

市民に見えにくい・分かりづらい公益活動やその成果を可視化し、市民からの共感や自主的・自発的な公益活動への参加を促進する。

##### ①団体活動及び事例等の見える化（ホームページ・SNS等の活用）【重点】

- ・ホームページやSNS等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信の強化
- ・市ホームページによるNPO法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報提供

#### 【基本目標2】共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

- 公共の担い手であるNPOが、広く社会で認知、理解、支援されることで、自立的な活動が継続的に展開

育つ ～NPO・ボランティア団体の人材育成・基盤強化～

#### 1 団体基盤強化・運営支援

多様化・複雑化する社会課題や市民ニーズに対応するNPOの現状やニーズを踏まえ、活動の活性化に繋がる基盤強化支援に取り組む。

##### ①持続可能な団体づくりの支援

- ・専門相談・基盤強化講座の充実や活動のオンライン化の支援等新しい生活様式に対応した企画等の実施【重点】
- ・NPO活動推進補助金を活用したスタートアップ支援の実施や運営基盤強化に繋がる助成の検討
- ・休眠預金や助成金情報、社会的インパクト評価等に関する情報提供や財政基盤（資金獲得）の支援の強化

##### ②円滑な法人運営の支援

- ・認定取得を希望するNPO法人への事前相談等によるきめ細かな支援の実施
- ・市ホームページによるNPO法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報提供（再掲）
- ・NPO法に基づく運営の適正化支援の実施

#### 【基本目標3】市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

- 市民、NPO、行政などが、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとに共働

つながる ～多様な主体による共働の促進～

#### 1 多様な主体の連携・共働の推進

多様な主体間の連携や共働に向けた支援を強化し、多様な主体が最適なパートナーとつながる共働の推進を図る。

##### ①共働事業の創出支援【新規】【重点】

- ・多様な主体の共働により解決が期待される課題や公益活動のプレーヤー等を掘り起こすとともに、育成プログラム、マッチング、伴走支援等を一体的に行い、NPOと企業、大学、地域等多様な主体による共働事業の創出を支援
- ・公民館における地域やNPO、企業等との連携の推進
- ・ホームページやSNS等を活用し、団体活動や共働事例の紹介、公益活動とSDGsとの関わり等についての情報発信の強化（再掲）

#### 2 NPO・ボランティア交流センター あすみんの活用による交流人口の増加

多様な主体が集い交流できる拠点として魅力を向上させ、NPO・ボランティア交流センター活用による、交流人口の増加を図る。

##### ①あすみん活用による居場所づくり

- ・相談・研修の実施や参加しやすい場を提供するとともに、立ち寄りたくなる仕組みを構築

##### ②あすみんで繋がる仕組みづくり【重点】

- ・オープンスタイルミーティングや新たなメディアによる情報提供等を行いながら、事業や団体間のコーディネート強化
- ・共創の地域づくりへのコーディネートを行う「共創コネクター」による地域とNPOの繋がりづくり

# 市民公益活動の推進に係る施策 基本方針の見直しについて

## 今後取り組む主要施策

### 【基本目標1】誰もが居場所と出番のある福岡のまち

- 市民が、公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であるとの認識の下に、自主的・自発的に公益活動に参画

### 拡がる ～市民参加・社会貢献の促進～

#### ○NPO・ボランティア活動に参加しやすい環境の整備（重点的に取り組む対象世代の明確化）

- ・市民参加のすそ野を広げるため、ボランティア初心者向けの活動体験できるプログラムを実施。体験メニューに市民一人ひとりの関心に近い地域活動等を追加し、気軽に活動体験できる環境を整備
- ・市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築するため、各年代にあわせた働きかけを実施

#### 小中高生

- ・学校と連携したNPO・ボランティア体験活動の充実

#### 若年層（大学生等）

- ・次世代を担う若年層への活動機会の創出

#### 就労（退職前）世代・退職世代

- ・企業との連携による社会貢献活動機会の創出
- ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する機会の創出（プロボノの推進）

#### ○寄付による社会貢献の促進（企業との連携強化）

- ・市民や企業への働きかけによる寄付者の拡大
- ・市民が公益活動へ参画する機会拡充のため、コンビニエンスストアでの寄付やクレジットカード決済等の便利な寄付手段の仕組みを継続実施
- ・寄付文化の醸成と社会全体で公益活動を支えていく機運を高めるため、NPO活動支援基金の寄付金の使途や効果について市民や企業等への広報を充実
- ・社会貢献意識の高い企業との連携強化によるCSRの促進

#### ○NPO・ボランティア団体等の活動内容や課題解決状況の発信を支援（ICTの活用）

- ・ICTの活用による新たな情報発信ツールの導入検討
- ・市民の認知、理解、支援の輪を広げるため、NPO・ボランティア団体や企業が取り組む公益活動の内容や課題解決状況をICTの活用等により情報発信

### 【基本目標2】共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

- 公共の担い手であるNPOが、広く社会で認知、理解、支援されることで、自立的な活動が継続的に展開

### 育つ ～NPO・ボランティア団体の人材育成・基盤強化～

#### ○認証・認定業務の円滑な施行

- ・平成24年4月から、権限移譲のため所轄庁として認証・認定業務を行うことにより、NPO法人の設立をはじめとした認証・認定に係る相談から手続きに至るまでの円滑かつきめ細やかな支援を実施
- ・市ホームページによるNPO法人の認証・認定情報及び活動報告等の情報提供

#### ○NPO法人の基盤強化を支援

- ・NPO法人の活動が市民や企業からの寄付によって幅広く支持され、認定NPO法人の増加につながるよう、NPO法人の人材及び団体の基盤強化のための支援を強化
- ・複数年にわたる事業補助や団体補助などの補助制度を検討
- ・新たな資金調達の仕事の検討  
NPO法人の資金調達力向上を図るため、活用可能な新たな資金調達の仕組みについて研究し、情報提供や研修会を実施
- ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する機会の創出（プロボノの推進）【再掲】

#### ○新NPO・ボランティア交流センターの活用

- 平成28年4月に新センターが開館することによる、新たな事業の実施
- ・利用登録団体へのよりきめ細やかな支援
- ・移転施設の魅力を発信し、市民が気軽に立ち寄り、公益活動への理解を深めることができる場を創出
- ・移転施設が隣接する中央児童会館や起業を支援するスタートアップカフェとの連携による事業展開の検討

### 【基本目標3】市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

- 市民、NPO、行政などが、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとに共働

### つながる ～多様な主体による共働の促進

#### ○NPO、地域、企業、行政等の多様な主体の出会いの場の創出

- ・NPOと市職員双方が共働への理解を深め、誰もが多様な主体との共働に取り組めるよう、共働事業の成果やノウハウを発信
- ・企業、大学、地域等、最適な主体との共働を推進するため、出会いの場を創出

#### ○最適なパートナーと共働できる仕組みの構築

- ・多様な主体が対話をとおして課題を共有・共感し、最適なパートナーとの共働を推進
- ・行政の既存事業をNPO等と共働で取り組むため、課題を掘り起こす仕組みの構築

#### ○共働への理解の促進

- ・事業報告会やNPO、市職員への研修等を実施

市民公益活動の推進に係る施策  
基本方針

平成24年3月  
福岡市

## 審議会答申を受けて

- 近年、社会問題や地域課題が多様化、複雑化していく中で、NPOやボランティアによる自主的・自発的できめ細やかな公益活動に対する期待はますます大きくなっています。  
また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、世界中に大きな衝撃を与えるとともに市民の社会貢献や、地域防災への意識を高めることとなりました。
- 福岡市では市民公益活動推進条例や福岡市基本計画などに基づいて市民公益活動の推進施策を積極的に進めてきましたが、今なお「NPOやボランティア活動に関する情報が市民に十分に伝わっておらず認知されていない」「NPOの基盤が脆弱である」等の課題を抱えています。
- このような中、福岡市では平成22年3月に、福岡市市民公益活動推進審議会に対し「市民公益活動の推進に係る施策について」の諮問を行い、これまで、審議会及びその作業部会である「市民公益活動の推進に係る施策検討部会」が計9回開催され、調査、審議のうえ、平成23年9月30日に福岡市長に、市民の公益的な活動への参加やNPO活動を推進し、共働によるまちづくりを実現していくための具体的な方策についての答申が行われました。
- 現在、国においては特定非営利活動促進法が改正され、従来、県等が行ってきたNPO法人の認証、認定等の業務が平成24年度から指定都市に移管されるなど、今後、福岡市はNPO法人に最も身近な所轄庁として、よりきめ細やかな支援を推進していくことが求められています。
- 今後は、今回この答申を基に策定した本基本方針により、市民があらゆる段階、場面で参加・活躍する仕組みづくりをはじめ、NPOと行政が共に働く福岡のまちづくりに向けた取り組みを具体化していくこととします。

平成24年3月  
福岡市

目次

第1. 基本的な考え方	1
第2. 今後の取り組みの方向性	2
第3. 今後取り組む主要施策	3
第4. 具体的な施策及び実施目標	4
1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み	4
(1) ライフサイクルを通じた公益力の育成	
2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み	5
(1) NPO活動支援基金の活性化	
(2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施	
(3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり	
(4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化	
3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み	6
(1) 共働への理解の促進	
(2) 新たな共働事業提案制度の実施	
第5. 施策実施にあたって	7

## 第1. 基本的な考え方

### 背景

(1) 少子高齢化や、情報化の飛躍的な進展等の社会経済の変化に伴い、集団から個人へ、量から質へ、画一から個性へなど、個人の価値観やライフスタイルの変化と多様化が進み、市民一人ひとりが向き合う課題も多様化、高度化が進んできています。

地域における課題がますます複雑化・高度化するとともに、深刻化する若年者雇用の問題、フリーターやニートと呼ばれる若者の増加、ネット上のいじめ問題の増加、高齢者の孤独死問題など、私たちは多くの新たな課題に直面しています。

(2) 地域社会においては、環境美化、子ども育成、地域医療福祉、まちづくりなど、市民の自主的で主体的な公益的活動が展開されてきており、市民の社会参加、社会貢献意識も高まりつつあり、とりわけ、今般の東日本大震災を契機に、市民の地域防災意識や自助・共助意識の高まりも見られ、地域社会における公共の担い手であり、市民参加の受け皿であるNPOに対する期待も高まってきています。

地域の市民生活に根差したNPOは、地域が抱える課題やニーズをいち早く捉え、行政では十分に対応できない個々の課題やニーズに対し、柔軟かつ迅速に対応することができ、また、社会課題に対する市民の共感や理解を促し、市民参画の受け皿となることで、地域社会の主役である市民一人ひとりの市民性を醸成する存在です。

(3) 平等・公平が求められる行政は画一的・網羅的な解決には適するものの、従前の行政主導による社会課題の解決や公共サービスの提供だけでは限界があり、市民一人ひとりが異なる課題に向き合う今日にあっては、十分な対応が困難です。

また、新たに発生している地域課題を解決するためには、これまでの行政のノウハウ、専門性や枠組みだけでは対応が困難な面もあります。

加えて、依然として厳しい地域の経済情勢や雇用環境が市税収入にも影響するなか、扶助費の増加等をから財政の硬直化も進んできており、市民一人ひとりが直面する課題に対し、機動的な対応が難しい状態になってきています。

(4) 時代の大転換期にあって、本市はこれまで市民公益活動推進条例や各種計画に基づき、市民公益活動を推進してきたが、今後、福岡のまちの市民一人ひとりが、いきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会を実現するためには、地域社会の課題を解決しようと真摯に活動するNPOに光を当て、自立した継続的活動を実現するとともに、市民の自主的・自発的な公益的活動の促進を図り、そして市民やNPOなどあらゆる主体が共働でまちづくりを進めていく必要があります。

## 第2. 今後の取り組みの方向性

「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」では、市民公益活動を推進し、共働によるまちづくりを実現するために、下記の3つの目指すべき方向性が示されました。

本市においては、これらの目指すべき方向性を具体化するため、既存の施策を見直し、課題が残されている部分を充実させると共に、新たにNPOの活動基盤強化につながる施策を導入する等、主要な施策の取り組み方針をまとめました。

国においても寄附税制・認定NPO法人制度が抜本的に見直され、特定非営利活動促進法、租税特別措置法等の改正を受けて、平成24年度から政令指定都市においてNPO法人の認証・認定事務を行うこととなりました。今回の法改正と市への権限移譲は「新しい公共」を担うNPOの活動が市民に広く認知され、支援されることをより一層促進するものと思われま

す。これらの国の動きを一つの好機と捉え、本市においては、市民一人ひとりがいきいきと暮らし、豊かさを実感できる地域社会の実現と自治都市・福岡の確立を目指し、市民公益活動の一層の推進に取り組んでまいります。

### ● 「市民公益活動の推進に係る施策についての答申」で示された目指すべき方向性

#### (1) 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

市民が、市民公益活動への理解を深め、自らが公益活動の担い手であると認識し、共働によるまちづくりの一員として、自主的・主体的に市民公益活動に参加していく。

#### (2) 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

公共の担い手であるNPOの活動が、社会で認知理解されることにより、多くの支援の輪が広がる。これによって、NPOの自立が促進され、継続的な活動が展開される。

#### (3) 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

市民、NPO、行政などあらゆる主体が、適切な役割分担と対等なパートナーシップのもとで、お互いの長所を活かしながら共働する。

### 第3. 今後取り組む主要施策

#### 1. 誰もが居場所と出番のある福岡のまち

##### (1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

- ①若者向けNPO体験活動(仮称)
  - ・小中高生を対象にNPO・ボランティア体験活動を実施
- ②福岡版プロボノ事業(仮称)
  - ・仕事を通じて身につけた専門的な知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築
- ③ボランティア・インターンシップ事業
  - ・地域活動や共働事業も対象メニューに追加など

#### 2. 共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち

##### (1) NPO活動支援基金の活性化

- ・寄付金の使途や成果を明示、寄付手段の多様化
- ・補助率・補助上限回数の設定、団体補助を新設

##### (2) NPO法人の認証・認定業務の適切な実施

- ・法改正に伴い、新たな認証・認定制度を適切に運用

##### (3) NPO情報開示・発信基盤の整備

- ・一覧性をもって情報検索・比較できるシステムを構築

##### (4) NPO・ボランティア交流センター「あすみん」の機能強化

- ・団体の成長支援、コーディネーション機能の強化 など

#### 3. 市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち

##### (1) 共働への理解の促進

- ・後援名義、委託、補助等の手法や手続き等を整理
- ・職員研修の充実

##### (2) 新たな共働事業提案制度の実施

- ・NPOの自由・柔軟な発想を共働に結びつける仕組み
- ・行政が既に取り組んでいる事業をNPOと共働する仕組み
- ・多様な主体と共働し、事業を発展させられる仕組み など

## 第4. 具体的な施策及び実施目標

### 1 「誰もが居場所と出番のある福岡のまち」に向けた取り組み

#### (1) ライフサイクルを通じた公益力の育成

##### ① 若年期におけるNPO・ボランティアへの体験活動の機会の創出

市民一人ひとりが、公益活動の担い手として、自らが自発的かつ主体的に活動に参画していく社会を構築していくためには、社会貢献意識の醸成が不可欠であり、とりわけ若年期における体験や教育は重要です。

このため、小・中・高等学校の段階に応じた学習指導要領に基づき、NPO・ボランティア活動を通じNPOの正しい認識を促進するとともに、職場体験学習等による公益的な職業としてのNPOについての理解を促進します。

(施策)

小・中・高等学校を対象としたNPO・ボランティアの体験活動を実施【充実】

##### ② 仕事を通じて身につけた専門的知識・技術・経験を活かして社会貢献する仕組みの構築

近年、経済活動の中心を担っている社会人が、仕事を通じて身につけた知識や技術、経験を活用することで社会貢献することができるような仕組み（プロボノ）が求められています。

プロボノはNPOにとっても専門家の優れたノウハウや成果物を無償で受け取ることができると同時に専門的なノウハウをその組織内に蓄積することができるため、事業としての導入検討に着手します。

(施策)

NPO人材マッチング事業（福岡版プロボノ事業）の可能性調査・検討【新規】

##### ③ ボランティア・インターンシップ事業の継続実施

現在実施しているボランティア・インターンシップ事業については、3年間の取組実績を踏まえ、より一層効果的に事業を実施するため、NPO・ボランティア交流センター（あすみん）の事業として実施します。

実施にあたっては募集対象メニューに地域活動や共働事業などを加えるとともに、海外からの留学生などが参加しやすい環境の整備に努めます。

(施策)

募集対象メニューに地域活動や共働事業などを追加【充実】

## 2 「共感と絆が広がりNPOが輝く福岡のまち」に向けた取り組み

### (1) NPO活動支援基金の活性化

寄付文化の醸成と社会全体で市民公益活動を支えていく機運を高め、市民が社会貢献へ参画する機会を拡充するため、クレジットカード決済等多様な寄付手段の仕組みを構築し基金の充実を図るとともに、広報の強化により寄付の使途や成果を広く明らかにしていきます。

また、社会貢献意識の高い企業との連携の強化を図っていきます。

さらに、長期的な視点によるNPOの組織基盤の強化のため、団体補助や複数年にわたる事業補助を検討するとともに、NPOの自立を支援する視点から補助率・補助上限回数の設定を行います。

(施策)

- ネット寄付やクレジットカード決済等の仕組みを導入【新規】
- NPO支援基金、助成事業に関する広報の強化【充実】
- 社会貢献意識の高い企業との連携強化【充実】
- NPOが利用しやすい補助制度の検討【充実】

### (2) NPO法人の認証、認定業務の適切な実施

平成24年4月1日からNPO法人に最も身近な所轄庁として市内NPOの認証・認定業務を行うため、所要の体制整備を行うとともに、円滑かつきめ細やかな支援を行います。

また、NPO法人を住民の福祉に寄与する法人として個別に条例で指定するなど、法令で市が独自に定めることができるかとされている項目については、他の政令市等の状況等を調査するとともに、その必要性を整理し、基準について検討を進めていきます。

(施策)

- 改正NPO法に基づく認証・認定業務実施体制の整備及び円滑な施行【新規】
- 条例による個別指定などの必要性や基準について検討【新規】

### (3) 情報開示・発信基盤の整備を行い、NPOが信頼と支援を獲得しやすい環境づくり

NPOが市民や社会から認知・共感・信頼され、支援の輪が広がり、NPOの財政的・人的基盤の強化と一層の活動の促進を図るため、市のホームページ上において、一覧性をもって、検索し比較することができ、併せて関係情報も確認できるような、NPOの情報開示・発信基盤の整備を行います。

NPO法人の認証・認定にかかる情報データベースについては、現在、内閣府が特定非営利活動促進法の一部改正に併せNPO法人に関する情報提供システム等の構築作業を行っているところから、当面、福岡県、北九州市、本市の三者による認証・認定データベースの共同運用を柱としながら、将来的には市民にとってより利便性の高いNPO統合情報システムとなるよう検討、開発を行っていきます。

また、地域とNPOをつなげるため公民館等、既存の公共施設を更に活用していきます。

(施策)

- NPO法改正に伴うホームページ、データベースの整備【新規】
- 公民館、市民センター等公共施設を活用した情報発信【充実】

#### (4) NPO・ボランティア交流センターの機能の強化

NPO・ボランティア交流センターについては、市民公益活動の核となる交流拠点としてさらに充実した支援を行っていくため、現行の機能に加え、団体の運営能力の強化にかかる支援や、地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション機能を強化していくとともに、小中高生に対する啓発機会の拡充、若者の公益活動への参加の拡大を強化します。

また、平成25年度末に第2期の指定管理期間が終了するため、平成24年度にセンターの今後の在り方についての検討を行います。

NPO・ボランティア交流センターの施設については、入居している青年センターが平成27年度末までに廃止されることとなったため、移転先として予定している中央児童会館等建て替え施設での施設整備とあわせ、機能の充実について検討を開始します。

##### (施策)

- 地域や企業、大学等の機関とのコーディネーション事業【充実】
- 小中高生の啓発事業、若者の公益活動への参加拡大【充実】
- 第2期指定管理期間終了に伴う、あすみんの今後の在り方検討【新規】
- NPO・ボランティア交流センターの移転に伴う施設整備等の検討【新規】

### 3 「市民・NPO・行政等が共に働く福岡のまち」に向けた取り組み

#### (1) 共働への理解の促進

NPOや市職員、双方が共働への理解を深め、誰もが共働に取り組めるように、共働の定義や意義、手続き、手法等をまとめた手引を整備します。

##### (施策)

- 共働推進の手引きの策定【新規】
- 職員研修の充実【充実】

#### (2) 新たな共働事業提案制度の実施

行政単独で実施するよりも最適な主体同士が結びつき共働することにより、より効果的な課題の解決が見込める場合においては、双方の特性を活かし共働で実施することが望ましいと考えます。

今後、共働の理念を普遍的なものとして行政内部に一層浸透し、根付かせるため、以下の見直しを行います。

#### ※別紙1「新しい共働事業提案制度について」 参照

##### (施策)

- 課題の掘り起こしを行う仕組みの構築【新規】
- 市単独で実施している既存事業の共働化への再構築【新規】
- 企業、大学、地域など最適な主体との共働を進める仕組みの構築【新規】

## 第5. 施策実施にあたって

今後、市民公益活動の推進に係る施策については本基本方針に基づき速やかに着手・実施します。

また、本基本方針に基づき導入した施策を効果的に実施していくため、市民公益活動推進審議会において、毎年進捗状況をフォローアップするとともに、平成28年度を目処に取り組み全体の見直しを行うこととします。

※別紙2「主要施策の実施に向けたロードマップ」 参照

平成23年度

市民公益活動の推進に係る施策

基本方針

平成24年3月

福岡市市民局コミュニティ推進部市民公益活動推進課

TEL (092) 711-4283

FAX (092) 733-5595

メール [koeki.CAB@fukuoka.lg.jp](mailto:koeki.CAB@fukuoka.lg.jp)

# 新しい共働事業提案制度について

## 第1. 制度の目的

共働事業提案制度は市民の発想を活かした提案を募集し、NPOと市の共働による相乗効果を発揮することで、市民に対するきめの細かいサービスを提供すると共に、地域課題の効果的・効率的な解決や都市活力の向上を目的とする。

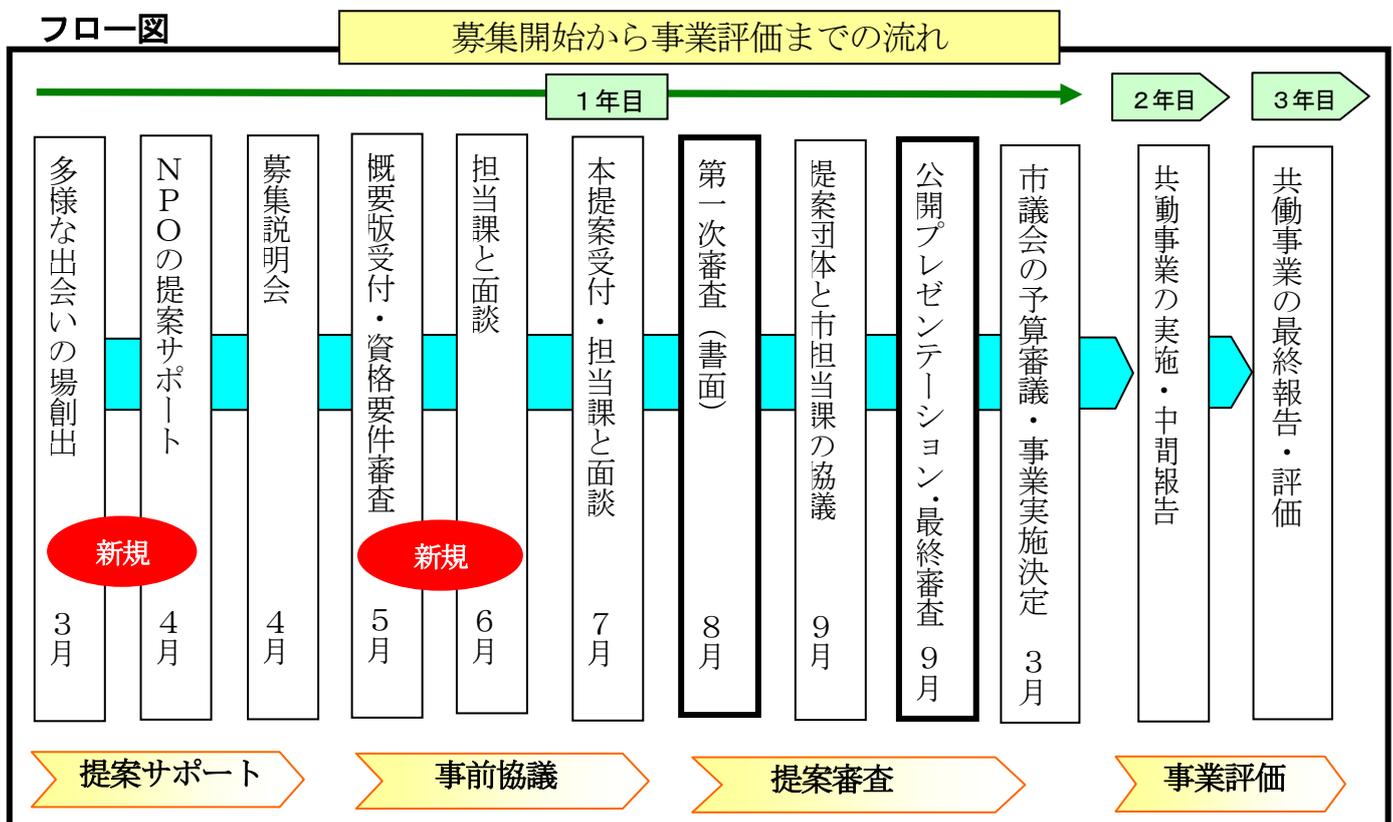
また、この制度を通して、NPOが公共の担い手として認知されることにより、NPOの活性化にもつながり、加えて市に共働の経験が蓄積されていくなかで、共働への理解と市職員の意識改革にもつながることが期待される。

この制度を通じた取組により、市職員一人ひとりが、常に共働の視点を持って仕事に取り組み、将来的には、各局区において、NPOとの共働が日常的・自発的に行われることを目指す。

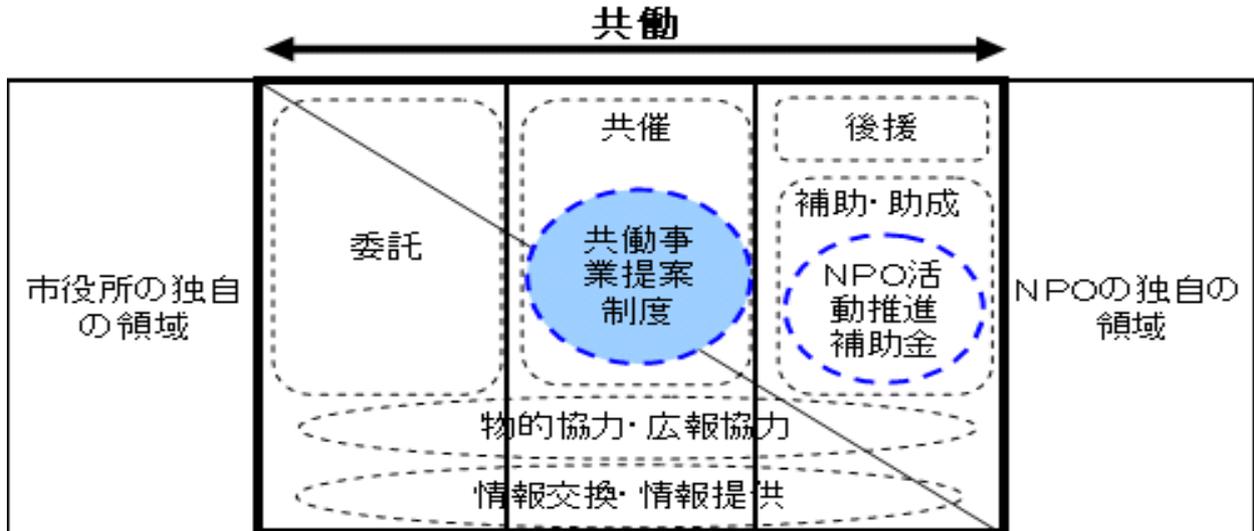
## 第2. 提案募集から事業評価までの流れ

この制度を効果的なものとするためには、市民、地域、企業、大学など多様な主体が事業に主体的に参画することが望ましい。

また、事業を実施する主体の自主性・自発性を発揮できる仕組みとすることが望ましく、できるだけ早い段階から、制度の目的や共働についての理解が進む仕組みを導入する。



●共働事業提案制度が目指す制度のかたち



**第3. 新しい制度のポイント**

**1. 課題の掘り起こしを行う仕組み**

行政が捉えきれていない潜在的・先駆的な課題を掘り起こし、NPOからの提案をより具体的で効果的なものとするため、地域社会が抱える課題や共働による課題解決の可能性について、NPO、企業、大学、行政などが情報を共有し議論する機会を提案募集の前段階に設ける。

**2. 市既存事業を柔軟に再構築していく仕組み**

市が実施している既存事業の中には、市が単独で実施するよりも、共働で実施する方がより効果が期待できる事業もあると思われる。そのため、本制度を活用し、市の既存事業について、柔軟に再構築していく仕組みをつくる。

**3. NPOが提案しやすい仕組み**

NPOの自由で柔軟な発想を活かし、NPOが提案しやすい仕組みとするため、提案募集の前に、NPOの発想をより効果的な提案に結びつけるためのサポート事業を行う。

また、提案募集を2段階（概要版提出、本提案提出）とし、早い段階から市担当課と面談する機会を設ける。

さらに、提案審査を第2次審査で採択することとし、審査期間を短縮する。

**4. 課題解決のために最適な主体と共働できる仕組み**

多様な主体との共働を実現するために、この制度に応募できる対象を、従来のNPO法人と任意のボランティア団体に加えて、公益社団法人・公益財団法人、公益的活動に取り組む一般社団法人・一般財団法人まで拡大する。

また、これらの団体と、企業や大学、地域との合同提案も可能とする。

## 5. 各局区の自主性、主体性をより発揮し易い仕組み

共働事業に対する市担当課の自主的・主体的な関わりを担保するために、提案の早い段階から提案団体と市担当課が意見交換する場の設定や、採択事業の予算要求を各局が自主的に行う仕組みとする。また、事業の実施過程で、実施主体である市担当課と提案団体自らが事業を振り返り評価することとし、翌年度に共働事業としての継続を希望しない場合は、中間期での審査委員会の評価を不要とする。

## 6. 事業への市民参加を促進する仕組み

市民は市政の主役であり、共働によるまちづくりの主体であるため、公開プレゼンテーションや、事業報告会等に市民参加の視点を取り入れるなど、市民参加を促す仕組みをつくる。

## 7. 事業が発展し展開していくための仕組み

共働事業終了後も、共働事業により蓄積されたノウハウ、成果、ネットワークを活用しながら、事業承継主体が最適な方法によって発展的に課題解決のための事業を継続し実施できるよう、共働事業による成果物の帰属先を事業の承継主体とすることができるものとする。

## 8. 共働促進アドバイザー体制の整備

立場の異なる多様な主体による共働事業を円滑に進めていくために、提案団体又は市の要請に応じて、協議に立会い共働事業の効果が発揮されるよう助言と仲介を行う者として、新たな共働促進アドバイザー(ファシリテーター、共働事業経験者等)としての人材を養成する。

# 第4. 新しい制度の内容

## 1. 提案募集の概要

### (1) 応募資格

福岡市内に事務所を置き、かつ市内で1年以上の活動実績を有し、10人以上の社員(正会員)を有する、営利を目的とせず公益の増進に寄与する活動を行っているNPOを対象とする。法人格の有無は問わない。

具体的には、NPO法人のほか、公益社団法人、公益財団法人並びに、公益的活動を行う一般社団法人、一般財団法人及びボランティア団体とする。(財団には社員要件を適用しない)ただし、国・地方公共団体の外郭団体は対象外とする。

また、NPOや市と共働し、対等な立場で自ら事業に取り組める企業、地域、大学等とNPOとの合同提案も可能とする。

### (2) 募集事業の内容

NPOと福岡市が同じ課題についてそれぞれ別々に取り組むよりも、一緒に取り組むことで市民サービスが向上し、課題解決につながる事業のうち、以下の区分による提案を募集する。

①提案団体からの自由な提案

②市の既存事業を見直したいという市の提示に対する提案

### **(3) 事業実施時期**

提案の翌年度実施の単年度事業とする。

### **(4) 経費負担**

提案団体と市が共有する目的に対して、対等の関係で実施する事業であることから、提案団体と市は応分の負担をするものとする。

具体的には、市が負担する経費は、総事業費の5分の4以内、1事業当たり400万円を上限とし、提案団体は5分の1以上の経費を負担する。

ただし、共働により既存事業を見直したいという市の提示に対する提案の場合は、原則として市の経費負担は、総事業費の5分の4以内で、市が提示した既存事業の予算範囲内とする。

### **(5) 事業費の対象**

提案団体が安価な下請けとならないよう、事業に直接関わる経費は全て対象とする。ただし、提案団体の運営上の経常的な経費、市職員の人件費は対象としないものとする。

## **2. 提案サポート**

提案募集に先立ち、市民、地域、企業、大学など多様な主体が集い、地域社会が抱える課題と共働による課題解決の可能性について、共有し語り合う場として「共働カフェ」を実施する。

また、NPOの自由で柔軟な発想を活かし、NPOが提案しやすい仕組みとするため、福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、提案募集の前にNPOの発想をより効果的な提案に結びつけるためのサポート事業を行う。

## **3. 提案内容の事前協議**

提案募集は、簡略な概要版の提出、正式な提案書の提出という2段階とする。

概要版が提出された場合、提案団体の提案をより具現化するために、提案団体と市担当課が面談する機会を設け、提案概要について双方で意見交換を行う。

概要版提出、市担当課との面談・協議を経て、正式な提案書を提出する仕組みとする。

## **4. 審査委員会審査と実施事業の決定**

### **(1) 審査委員会審査**

提案団体及び提案内容の公平かつ公正な審査を行うため、学識経験者、地域関係者、報道関係者、企業関係者、行政職員等で構成する審査委員会が審査・選考を行う。

審査は、「共働の必要性」「事業の実現性」といった視点から審査を行い、第1次審査、公開プレゼンテーション、最終審査を経て、共働事業候補を決定する。

事業への市民参画と共感を高めるため、公開プレゼンテーションや事業報告会においては、参加者投票や市民の声聴取を行い、審査委員が審査を行う上での参考とする。

## **(2) 実施事業の決定**

共働事業候補となった提案事業は、市担当課において市の経費負担額の予算要求を行う。市予算案確定の後、市議会における予算審議を経て、最終的に実施事業として決定する。

## **5. 協定書の締結と事業の実施**

実施が決定した提案事業については、事業目的、達成目標、経費負担割合、事務の役割分担、責任分担、権利の帰属、個人情報保護や情報公開等を明確にするため、事業実施前に提案団体と市で協定書を締結し、実行委員会を組織して、事業を実施する。

事業の実施により生じた収入や事業に対する寄付があった場合には、関連歳入として、事業終了後に、経費負担割合に応じて精算する。ただし、事業実施に対する提案団体の一層の意欲喚起のため、総事業費を超えて事業収入や事業に対する寄付があった場合、総事業費を超える部分については、提案団体の歳入とすることができるものとする旨を協定書に明記する。

## **6. 中間評価と事業の継続**

### **(1) 実施主体自らの中間評価**

事業の実施過程を実行委員会（提案団体と市で組織した事業の実施主体）自らが振り返り、事業を評価し、その結果を事業の改善につなげるため、中間期の評価を行う。

### **(2) 審査委員会による継続の評価**

事業によっては直ちに成果が見込めない事業や、引き続き共働事業として実施する必要性が認められる事業もある。このため、実行委員会自らが事業の評価を行った上で、共働事業として継続を求める場合は、公開の中間報告会により事業の進捗状況と今後の事業計画を報告し、審査委員会は継続の必要性を評価する。

ただし、共働事業としての継続を希望しない場合は、公開の中間報告会での報告を不要とする。

### **(3) 事業の継続**

審査委員会による評価を踏まえ、事業の実施状況や成果等に鑑み、継続の必要性が認められた場合は、事業の継続を可能とする（最長で3年間）。

## **7. 実施報告と最終評価**

1年間の共働事業終了後、実施事業の報告会を公開により実施し、共働のプロセスや事業の成果について、審査委員会と市民参加者の評価を受ける。評価結果については公表する。

## **8. 共働事業終了後の展開**

共働事業終了後は、市が主体的に実施していく事業、NPOが展開していく事業、地域やNPOの共働へと発展する事業など様々であるが、その場合でも、共働により取り組んだ課題が解決されているとは限らない。

このため、共働事業が終了し、実行委員会が解散された後にも、事業承継主体が、共働事

業の実施により蓄積されたノウハウ、成果、ネットワークを活用しながら、事業を発展し展開できるよう、共働事業による成果物の帰属先を事業の承継主体とすることができるものとする。ただし、この場合、市から求めがあった場合の無償使用許諾と相当期間利用していない場合の市への帰属移転条項を留保しておく。

## **第5. 制度を効果的に運営するための環境整備**

### **1. 共働推進の手引きの作成**

NPOと市職員の双方が共働への理解を深め、誰もが最適な手法で課題の解決に取り組むことができるよう、後援名義、委託、補助等を含む多様な共働の手法について、定義、意義、手続き等を整理した手引きを作成する。

### **2. 共働への理解の促進**

共働への理解を促進するために、共働事例のPRや市職員への研修等によって、市民やNPO、市職員の共働に関する意識を啓発していく。

さらに、各局区が求めているNPOとの事業協力募集や、企画提案募集等の共働に関する行政情報を一元的に発信していく。

### **3. 共働促進アドバイザーの充実**

提案団体又は市の要請に応じて、協議に立会い、適切な協定書が締結され共働事業の効果が発揮されるよう助言と仲介を行う者として、新たな共働促進アドバイザー（ファシリテーター、共働事業経験者等）としての人材を養成する。

### **4. 福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」による支援**

情報・活動・共働の拠点施設である福岡市NPO・ボランティア交流センター「あすみん」と連携し、NPOの発想を効果的な提案に結びつけるサポート事業をはじめ、共働事業の提案団体及び実施主体の支援、NPOを中心とした地域、企業、大学等の機関とのコーディネートを行っていく。

## **第6. 制度全体の振り返り**

この制度の実施を通して、多様な共働が推進されるよう、新しい制度を実施し3年を経過した平成27年度に、制度全体の振り返りを行うものとする。

# 主要施策の実施に向けたロードマップ

別紙2

